

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

令和 6 年 7 月  
総 務 省

## 1 趣旨

免税軽油の譲渡については、その譲渡を引取りとみなして課税（みなす課税）される（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 144 条の 3）ところ、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとする特例が規定されている（法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項。政令で定める国際約束は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）附則第 10 条の 2 の 2 第 11 項で規定。）。

今般の第 213 回国会において、「日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定」（以下「日独 ACSA」という。）が承認され、令和 6 年 7 月 12 日に発効する予定であることから、政令で定める国際約束として、日独 ACSA を追加する改正を行うもの。

## 2 改正内容

令附則第 10 条の 2 の 2 第 11 項に日独 ACSA を追加する。

## 3 施行期日

日独 ACSA の効力発生日（※）から施行する。

※ 日独 ACSA は、両締約国政府が協定の効力発生日に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告し、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日（令和 6 年 7 月 12 日）に効力を生ずる。

## 4 閣議決定日等

閣議決定日：令和 6 年 7 月 9 日（火）

公 布 日：令和 6 年 7 月 12 日（金）